

マネジメントリポート

2005年6月

今回のテーマ： 改正会社法・合同会社とLLP

平成18年4月施行を目指し、改正会社法の国会審議が行われています。経済界からの注目を集めてきた合同会社制度についても、その制度内容が明らかになってきました。

一足はやく成立した有限責任事業組合制度（日本版LLP）と比較しますと、つぎのとおりです。

	合 同 会 社	有限責任事業組合
根 拠 法	会社法 (平成17年6月現在参議院審議中)	有限責任事業組合契約に関する法律 (平成17年4月成立)
施 行 時 期	平成18年4月を予定	平成17年11月までに施行される。 平成17年8月を予定
法 人 格 の 有 無	法人格あり	法人格なし
事 業 目 的 の 制 限	規定なし	その性質上、有限責任制をとることが適用でない業務として政令で定めるもの等は、事業目的とできない
構 成 員 の 人 数 制 限	規定なし	最低、2人以上
業 務 施 行 権 限	社員 業務執行を全く行わない社員の参加を容認	組合員 業務執行を全く行わない組合員の参加を認めない
構 成 員 の 責 任	出資の価額を限度とする有限責任	出資の価額を限度とする有限責任
課 税 方 式	法人課税が適用される見込み	構成員課税となる

合同会社制度と有限責任事業組合制度とでは、法人格の有無以外にも、重要な相違があることがわかります。

注目を集めた課税方式については、合同会社に関しては構成員課税は適用されないとする見方が強くなってきています。有限責任事業組合制度とでは、事業目的の制限の有無や業務執行を全く行わない構成員の参加の可否について取扱いを異としているため、その設立目的によっては、合同会社と完全に代替可能な制度ではないことに注意が必要です。

組合財産を著しく毀損する恐れのある事業内容や公認会計士、税理士等の専門職業については、有限責任事業組合制度の活用を制限することが見込まれています。

お見逃しなく！

会社法案は未だ国会審議中であり、有限責任事業組合制度についても詳細は今後公布される政令によって定められることとなります。平成18年度税制改正を含め、今後の法案審議状況等を注視していく必要があります。